

「歴史に学ぶ」——享保の触れ書きを読む——

政 平 智 春

「部落史に学ぶ」というテーマをいただいたのですが、「部落史に学ぶ」ということと、私が標題にしています「歴史に学ぶ」ということについて、すこしこだわってみなければなりません。

「部落史に学ぶ」ということを今までずいぶんといい続けてきましたけれど、「部落史」というのは、いったい何なのだろうかという疑問があります。私は、決して部落だけの歴史があるとは思っていません。部落問題を内側に抱えた日本の歴史であって、その社会矛盾を解決するための歴史認識でなければならぬと思っています。歴史の事実を決して歪曲したり、捏造してはならない、ただ一つのものなのです。その歴史の中において、部落がどのような位置に置かれてきたのか、どのような位置にたっていたのかということ等を常に全体と個別の関係をしっかりと確認しながら、相対的な関係を明らかにするということが、歴史を見るということではないでしょう

か。

よく、「部落史」を研究しているという人は、常に部落が何をしてきたのか、何をやらされてきたのかということテーマにしておられるようですが、その何をやらされて、何をやってきたかということは、常に相手があることなのです。

部落の誇りとか、みじめさからの脱却などといった歴史観は、決して社会全体を分析し、人権確立に向けた取り組みを確立することにはなりません。ましてや、部落差別の根本問題が「ケガレ意識」や「家制度」にあるといった社会の上部構造のみに視点が奪われ、本質を見逃しているようでは、真に部落問題を解決するどころか、逆に融和主義のとりこになる思想を生み出すことになりません。

融和主義というのは、差別を根本的に解決する論理を排除します。そして、差別の実態を否定し、全て個人の

問題に歪曲しようとはします。これは、けっして部落問題を解決することにはなりません。

いま、真に部落問題解決の道程を明らかにするためには、近世封建幕府時代の構造を明らかにし、同時に、近代市民社会といわれる今日社会の構造を正しく分析し、部落問題の本質を明らかにしなければなりません。

さて、私がいただいたテーマの具体的な内容に入っていくしたいと思います。私たちは、部落差別は、身分階層構造による分裂支配政策の仕組みであるということを訴えてきたところです。

そして、今もそう思っています。その仕組みを、「享保の触れ書き」から見てみたいと思います。

この「享保の触れ書き」というのは、一七二六年、享保の時代に領主から革田に対して出された儉約令です。この革田に対する儉約令が出された背景には、武士や、百姓たちに対する儉約令も相前後して出されています。その時代は、徳川封建幕府や各藩が、経済的に困窮していた時代で、徹底した儉約が社会の要請でもあったのです。『三原市史』に収録してある百姓に対する儉約令があるんですが、それを私がそっくりそのままワープロに入れ込んでやろうとしたのですが、未だにできていません。文章は読みにくいし、非常に長きにわたって記述し

てあるので、結局そのままになっています。いつか完成して、現代語訳にして、それを学習の材料にしてみたいと思っています。

その、百姓に対する儉約令を部分的に読んでみますと、生活全般に渡って、非常に細かい部分にまで規制を加えています。

たとえば、冠婚葬祭は質素にして、華美に走るなどか、百姓は切り墓を建ててはならないということまで文章化しています。

これと同時に、革田に対する儉約令として享保の触れ書きが出されていくのです。

ご存じのように、広島藩では賤民身分に対する呼称は革田でした。福山藩では「えた、ちゃせん、非人」という三階層の身分がありました。広島藩では、賤民身分のほとんどは革田だったようです。ほとんどの賤業は革田が担っていたようです。特に郡中革田といわれた、郡部に配置されていた革田は、現在の警察の駐在所と、市町村役場の仕事、つまり、非生産・非連続の役を担わされていたようです。

触れ書きの内容は、つぎのようなものです。

一、革田共近年風俗分過二相成、在家二紛候様成ル躰仕、衣類等不相応ニ有之、甚不屈之儀ニ候、依之自今之儀相定候事

一、向後ちゃせんかミニ可仕事

一、刑罪之者有之節、其他科人之儀ニ付罷出候格式儀ハ格別、常々ハ刀差候事無用ニ可仕事

一、革田男女衣類一色、何ニよらず木綿・布を相用候少シ之物ニ而絹類不可相用事

一、衣類向後無紋ヲ可着事但、古物着可仕儀ニ候ハ、紋所をつふし可相用事

一、諸勸進仕候節、在家之家内江這込問敷事

一、指傘・合羽・木履・せった類、向後無用仕可候、蓑・菅笠・竹子笠可相用候事

一、常々革田共可相嗜芸之儀ハ相励、風俗かいかい敷可仕事

一、為渡世役目之手透ニ狂言・音曲仕、勸進・物乞ひ候儀者不苦候得共、業をわすれ遊芸ヲ励候儀者仕間敷事
右之趣向後急度相守候様可申付者也

午

十二月

新開方

下代共江
(三原市史資料編第六卷から)

前文のようなものの、「一革田共近年風俗分過二相成、在家二紛候様成ル躰仕、衣類等不相応ニ有之、甚不屈之儀ニ候、依之自今之儀相定候事」とは、この頃は、革田が百姓のような風俗をして、身分と不相応の衣類などを着用している。これははなはだ不屈きであるので、今後はこのことをつぎの通り定めるといふものだと思います。

項目の最初の「一、向後ちゃせんかミニ可仕事」は、髪のかき方に対する規程をしています。今後は、革田専用の髪のかき方にしろという命令ですね。このことから考えられるのは、身分によって髪のかき方が決められていたと考えられます。それは、同じ村の中であって、革田と百姓が同様の髪型をしていれば、百姓からみて革田が識別できず、また、革田からみて革田と百姓の区別ができないということになるので極めて不都合であるとの権力の判断であったのでしよう。

つぎの「一、刑罪之者有之節、其他科人之儀ニ付罷出候格式儀ハ格別、常々ハ刀差事無用ニ可仕事」というのは、科人などの捕提を目的としたときは、刀を差してもいいが、平生は帯刀は許さないということでしょう。刀

や槍などは、支配権力の象徴でもありますが、それを革田に持たしていたということは、権力の末端の一部を担わせていたということが理解できるものです。しかし、それも常時許可したのではなく、任務、役目を果たす時のみに限定したことは、やはり、被差別、身分外の身分としての位置付けを明確にしたものと理解できます。

つぎの、「一、革田男女衣類一色、何二よらず木綿・布を相用候少シ之物ニ而絹類不相用事」は、日常の着衣に対する規制です。当時、社会全体が経済的に困窮していたと考えられます。そのような時代に、高級品である絹を使った着衣は贅沢であるということから、それを禁止したのでしょう。これは、百姓に対する儉約令でも同様の内容が書かれています。しかし、百姓の場合は「一色」ということはなく、そのところが少し異なっており、百姓と革田に着衣によって気分的な較差を表面立たせようとしたのでしょう。

つぎの「一、衣類向後無紋可着事但、古物着可仕儀ニ候ハ、紋所をつふし可相用事」というのは、紋付・袴の着用を禁止したものです。紋付というものは、「家紋」を羽織に染めぬいたものですね。しかし、革田身分は、封建社会にあっては、身分外の身分として位置付けられていたものですから、家という格式は認められていな

かったのではないかと思います。しかも、常に人間外の人間としての位置付けですから、当然そのような人間扱いはしなかったのでしょうか。だから、細かなようなことですが、わざわざこの規程を設けたと考えられます。

資料（近世被差別部落史的の研究・解放出版社の中の「芸備の被差別部落・橋本敬一著）を見てみますと、この時期から、幕末にかけての約一四〇年間に、革田村革田簡屋の数は右肩上がりに増えています。当時は、居住移転の自由などはありません。すべて領主の許可もしくは命令によって居住は決定されますが、革田に対しては特に厳しかったようです。なぜかといえば、末端とはいえ、警察権力を行使する立場におかれていたわけですから、それらが自由に居住を移転するなどもっての他だったのでしょうか。そのことから考えてみますと、権力の恣意・命令によって移動、今の警察官でいえば、転勤をさせられていたと考えられます。

また、その背景として考えられるのは、封建経済の生産力と生産関係の矛盾による困窮が激化し、社会が不安定になっていくことによって、取り締まりを強化していったことが第一に考えられます。その他の理由も多々あるようですが、ここでは省かせていただきます。

したがって当然、土地に定住する「権利」などはなかっ

たに等しいもので、当然革田に対する「家」という概念は存在しなかったのではないかと考えられます。

つぎの「一、諸勸進仕候節、在家之家内江這込間敷事」についてです。「諸勸進」とは、いろいろなものを集めて回るといふことでしょう。だれを対象として集めるかというと、その革田の守備範囲の百姓家に対してです。通常年貢というものは、今の税金制度と異なって、領主の土地を使用する使用料ですから、その年の収穫の何割かを村役人の所へ持っていくというのが通常の支払い方法だったのでしょう。また、家屋の建っている宅地にも使用料 \parallel 年貢はかけられていたのですから、当然それも支払わなければなりません。

これらは、本来百姓が自主的に村役人の所へ持つていきますが、百姓が年貢を支払わない時は、革田が逮捕に赴くことになるのです。また、無宿人といわれるひとに対する取り締まりや、犯罪が起きたときなども逮捕に赴きます。

革田は、原則として支配者との直接契約した雇用関係ではなかったようです。したがって、このような場合に出勤命令が出されたときのみに日当を受け取る権利が生じたようです。たとえば、逮捕に出動したときは日当としてコメ二合、逮捕したとき牢獄に監禁しますが、その

牢番をしたときはコメ四合などと決められていたようです。

この日当であるコメをだれが支払うかというと、支配者ではなく、その革田が守備範囲としていた村の百姓が支払わなければならない仕組みとなっていたのです。

ですから、一例を挙げますと、百姓一揆を鎮圧し、その日当を革田が受け取るわけです。百姓一揆は、百姓が止むに止まれぬ状態で起こすものですが、それを鎮圧するという対立的立場に立ち、さらには、その中で出動した日当を、当の百姓に支払わせるという、実に巧妙な、しかも最も効果の上がる分裂の仕組みだと考えています。

それというのも、百姓の側からすれば、止むに止まらず起こした一揆を、平生は、自分たちより身分が下だと思いつけている革田によって壊され、そして、その挙げ句に、革田が一揆を壊した日当まで支払わされるはめになるのですから、その怒り、反感、憎悪は当然直接の敵である革田に向けられることになるのです。

私は、この触れ書きの中で、この項が身分階層構造に基づく分裂支配政策の最も重要な意味を持ったものではないかと思っています。

さて、つぎの「一、指傘・合羽・木屐・せった類、向後無用仕可候、蓑・菅笠・竹子笠可相用候事」は、雨具

の使用に関する決めごとです。これは、先の、「衣類一色」や「紋付」と同様で、雨天の場合の雨具を規制したものです。革田の任務は、何も晴天の日ばかりではなく、また昼間ばかりでもありません。昼夜を問わず出勤命令が出れば出勤しなければなりません。ちょうど今の警察官と同様の扱いだったのでしょうか。

逮捕する側と、される側が同じ雨具では見分けがつかないということも一つの理由としてこのような細かな規制を加えたのでしょうか。また、日常的に、雨の日でも百姓の「上見て暮らすな、下見て暮らせ。上見りゃ切りなし、下見りゃ切りなし」という分裂思想を煽る役目も果たさせてきたのでしょうか。

つぎの「一、常々革田共可相嗜芸之儀ハ相励、風俗かいかい敷可仕事」は、先にも述べましたが、革田の本業である「役」の日常訓練の課題でしょう。取り締まりの場合、日常訓練された武芸が必要です。そのための武芸の訓練を怠らず、風俗を整えるようにという内容でしょう。広島藩の中でも、いくつかの逮捕術の流れがあったようで、それにはきちんとした師範もいたし、免許制度もあったようです。今でも、被差別部落の同盟員の古い家などには、十手、袖がらみなどの捕りもの道具が残っているのは、このような役を担わされていた証拠だとい

えるでしょう。

しかし、この逮捕術も、逮捕する側だけのもではなかったことが明らかになっています。それは、上級身分である人々を逮捕するのですから、逮捕するときにも礼儀を失することのないような、礼儀作法でもあったということだと思います。そこにも、分裂支配の意図が貫かれていることを見る事ができます。

つぎの「一、為渡世役目之手透ニ狂言・音曲仕、勸進・物乞ひ候儀者不苦候得共、業をわすれ遊芸ヲ励候儀者仕間敷事」は、部落の生活にとって、極めて重要な日程だったと考えるものです。

革田身分の役割は、日常的には「取り締まり」が「役」としてあったのですが、その出勤というのは、毎日あったとは考えられません。ただし、幕末に近くなり、社会が混乱期に入った時期には、何がなくとも、村を巡回させ、警備させたという記録も残っています。

しかし、基本的には毎日の業務ではなく、また、年間を通じての業務ではなかったため、革田身分の人々は必然として、「業」（なりわい）に進出していく事になったでしょう。それが「役目の手透きに」という表現となっています。その手透きに「狂言・音曲」をおこなって、多少の収入を得ることはいいが、それを専門として

本業をおろそかにしてはならないという意味でしょう。

今でも全国的に部落の中に芸能が伝承されている例は数多くあります。また、広島県内にも各地に見られる川魚漁、竹細工などは典型的な例でしょう。また、沿岸部の漁業に多くの仲間が携わっていることも、かつて、海上取り締まりや警護などを主要な任務とした人々が、海を熟知してこそその職業ともいえるのではないでしょう。これらの「役」とともに、生活を支えるための工夫を凝らした「業」へと進出していった智慧こそが、「われわれの祖先は自由平等の渴仰者であり、実行者であったのだ」という、「ほこり」ともいえるものでしょう。

さて、触れ書きの内容を見て来たわけですが、その出された背景をしっかりと認識しておかねばならないと思います。

鬻や、衣類の種類、紋付、雨具などの規制は、百姓と革田との違いを強調することによって、日常的に身分を意識させ、地域においてその違いを固定化させる役割を目的としたものだといえることができます。

毛の締め型で身分が見分けられる仕組みにしていたのでしょう。「けじめ」という言葉を漢字で書くと「差別」と記述します。「けじめ(差別)①区別。わかち。わけめ。②へだて。しきり」(岩波書店・広辞苑)となつて

います。

だから、毛の締め型は、まさに身分を表すものとして定着させ、強化させていったともいえるのではないのでしょうか。

さらに、衣類の種類や紋付などというまでもないでしょう。

私が特に注目しているのは、「一、諸勸進仕候節、在家之内江這込間敷事」という、このところからです。これは、決定的に革田と百姓とを分断する規制でしょう。人間がその意志を伝えあう手段として、会話というものがありませんが、この規制は、実質上日常会話を禁止するに等しいものではないでしょうか。したがって、そのような交流を絶つような規制が、双方の意志疎通を疎外し、互いに身分に縛られることによって疎遠になっていったのではないのでしょうか。そのようにして、同一地域に住しながら、日常の人間としての交流を厳しく制限し、隔絶していく手法を取ったのではないかと考えられます。さらに、その役目が影響し、百姓の革田に対する感情は、時が経つにつれて、反感が憎悪になり、蔑みの感情も混在し、まったくの「違う」人間として扱って当然という社会意識が形成されていったのではないのでしょうか。さらに、「役」と「業」においては、「業」を盛んに

することによって、経済的自立が進むことが考えられます。支配者の意図としてこの「業」を規制することによって、革田身分の生活水準を一定のところへ押し止めるという働きをさせたものと考えられます。主要な生産関係から除外され（近世において農業をしていた革田も多数あることも事実であったが、一部でしょう）苦しい生活を強制されている姿を百姓はどのように見ていたのでしょうか。当然、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」が浸透し、自らの苦しさを紛らわせる対象としたに違いありません。

しかし、もう一方からその背景を見なければなりません。

この時代、各地の領主がこのような触れ書きを出したということとは、それぞれ共通した経済的事情があったものと考えなければなりません。それまで、領民の経済的欲求や、支配者に属する武士集団の経済的欲求は一定程度であったものが、人口増加や、消費経済の発達などとあわせて、一定の生産力では不十分となってきたのではないのでしょうか。

しかし、生産力は一定ですので、必然的に消費を抑えることが求められます。それまで比較的自由であった経済活動を抑え込むということを主目的として、それに付

随する制度を大変革したものと考えるべきではないでしょう。その一つとして、身分が相対立する立場の人々が人間的にも経済的にも自由な交流をしていたのでは、封建政治体制の崩壊を招くことを察知し、それぞれ断絶する意図を持ってこの触れ書きが出されたものと考えなければなりません。

したがって、この触れ書きが出されるまでは、鬻は自由で、百姓も革田もほぼ同様のものでは、鬻は衣服も絹を使ったり、紋付も着用し、百姓家へ自由に入ったりしても誰もとがめていなかった時代があったといえるでしょう。

しかし、これ以後、生産力が大きく変化しないという状況において、社会を規制するしか方法がなかったので、段々と革田に対する規制も強化されていった事実があります。しかし、革田に対する規制の強化とともに、百姓に対する搾取・収奪も強化され、さらに対立が深まり、百姓の革田に対する反感、憎悪、蔑みの感情はますます増加していったことは、十分理解できるでしょう。

これらのことを総合的に理解し、今日の部落差別の歴史的背景の確かな理解をし、その構造そのものが部落差別の根本的問題だとの認識を定着させなければなりません。

それでは、明治移行期について考えて見ましょう。明治維新は、経済的土台が大きく変化した時代です。それにもなって社会構造（政治・法律・教育）なども大きな変化をみせています。

まず封建領主の存在がなくなりました。しかし、近代市民社会になったとはいえ、人々の思想、風俗、習慣などは、急激に変化しません。

社会制度の変化に伴って、領主が支配する藩から、新たに天皇を頂点とする統一国家が誕生し、政治が統一されていきました。その変化の中で、近世に支配構造の一部を担わされていた革田身分は、その権限の全てが取り上げられ、まったくの無権利状態に陥ってしまったのです。いわゆる解放令は、近世において革田の生活を一定程度安定させてきた「役」「業」からも排除した「解雇令」でもあったのです。

さらに法制的にも、壬申戸籍をつくり、新たな身分制度を形成し、同時に、実質的に旧えた（革田）身分が一目瞭然の状態を生み出したのです。また、一八七三（明治六）年には、「火葬・埋葬許可届」なる制度をつくり、それに、死因とともに旧身分を明記することを義務付けています。旧身分とは、「華士族・僧尼・農工商・雑」に分類され、これを見ても新たな法制度によっても、旧

身分を知ることが可能な状態を生み出していたのです。

さらに、制度とあいまって、それまでの封建構造の中で積み重ねられてきた、百姓の怨念ともいえる反感・憎悪は、地域において、全ての生活の場から徹底的に旧革田身分の人々を排除したと考えられます。その典型が「えた解放令反対暴動」です。広島県内でも比婆郡内や三原町（現三原市）で起きていますが、全国的に二百数十個所におよぶ暴動が起きています。

それ以後、被差別部落は、市民的権利が極端に制限され、その必然としての貧困という現象に陥っていったのです。

その現象は、簡単に断ち切られるものではなく、実態が意識を生みだし、意識がさらに実態を固定化し、さらに排除するという、イタチごっこによって差別を固定化させ続けてきたのです。

そのことが、働く人々の意識を固定化し、常に対峙する位置に置くことによって、分裂性が強化され続けたと考えるべきでしょう。

そのことによる社会の疎外状況は極めて深刻であったし、今日においてもなお深刻な状況が続いているといわねばなりません。

私たちの、歴史を見て、それを分析する立場は、常に、

被差別の立場と、その矛盾をいかに解決に導くかという立場で見なければなりません。

そのことなしに、「江戸時代には差別はなかった」とか、「政治的起源説は誤りであった」などと簡単に発言し、運動を混乱させてはならないのです。

そのことが、どれだけ日本社会の人権確立に向けた前進を疎外しているかをしっかりと自覚しなければなりません。

歴史の事実は決して変えることはできません。その事実を差別という矛盾を解決する立場でしっかりと分析し、正しい歴史観を確立しなければなりません。

